

第19号議案

品川区立大井林町高齢者住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月21日

品川区長 森 澤 恭 子

品川区立大井林町高齢者住宅条例の一部を改正する条例

品川区立大井林町高齢者住宅条例（平成23年品川区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号イ中「または一親等の姻族」を「、一親等の姻族または東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号）第7条の2第2項の証明を受けたパートナーシップ関係の相手方」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（説明）使用者の要件において、東京都パートナーシップ宣誓制度の証明を受けた者を配偶者と同様に扱う必要がある。